小平市の税金

日ごろから問合せの多い市税の基本的な内容などについて説明します。6月5日の「市民税・都民税、固定資産税特集号」もあわせてご覧ください。

市民税・都民税

納税義務者

平成19年度市民税・都民税（住民税）の納税義務者は、平成19年1月1日（賦課期日）現在で、次に該当する方です。

▽市内に住所がある方

▽市内に住所はないが家屋敷や事務所・事業所などがある方

住民税と所得税の違い

住民税と所得税は、ともに個人の所得に対して課税される税で、課税の対象となる所得の年分は同じですが、課税方法などに違いがあります（表1参照）。

住民税が課税されない方

▽均等割も所得割もかからない方

①生活保護法によって生活扶助を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が百25万円以下の方

▽均等割がかからない方（表2参照）

▽所得割がかからない方（表2参照）

老年者非課税措置の廃止

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が百25万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止されています。ただし、急激な税負担を緩和するため、平成18年度分は3分の2を控除、平成19年度分は3分の1を控除、平成20年度分以降全額課税となる経過措置がとられています（表3参照）。

住民税の税率

住民税は、市民の方々に均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があります。

均等割は4千円です（うち都民税分1千円）。

所得割は、一律10％です（うち都民税分4％）。

納税通知書を発送

平成19年度の市民税・都民税納税通知書（普通徴収の方）を、次のとおり発送します。

▽普通徴収（年4回に分けて個人で納めていただく方）…6月6日（水）

※口座振替を利用している方には、口座振替納税者用の納税通知書を送付します。

※市民税・都民税がかからない方（非課税の方）へは通知書を送付していません。

▽特別徴収（給与天引きで納めていただく方）…5月10日（木）に勤務先へ発送済み

証明書が必要な方は

平成19年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要な方には、6月6日（水）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（木）から受け付けています）。

固定資産税・都市計画税

納税義務者

平成19年度分の固定資産税・都市計画税は、平成19年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方が、納税義務者になります。

したがって、平成19年中に売買などによって所有者が変わっても納税義務者は変わりません。

なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い主の双方に割りふることがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまるもので、この場合も納税義務者は1月1日現在の所有者となります。

税率と評価方法

固定資産税の税率は、小平市においては地方税法に定められている標準税率「百分の1.4」を適用しています。また、評価方法も総務大臣が定めた全国統一の「固定資産評価基準」に基づき評価しています。

なお、都市計画税は固定資産税と同じ評価額を基に税額を算出しますが、都市計画事業などの費用に充てるための目的税であることから、各市の都市計画事業などの実施状況によって若干税率が異なっています。

地方税法では「百分の0.3を上限」として税率を定めることができるとされていますが、小平市は昭和63年度から「百分の0.27」としています。

住宅用地の特例措置

居住用の家屋が建っている土地（住宅用地）については、その税負担を軽減する特例措置が設けられています。

これは、2百平方㍍以下の小規模住宅用地（2百平方㍍を超える場合は、住宅1戸当たり2百平方㍍までの部分）の固定資産税の課税標準額を、評価額の6分の1（都市計画税では3分の1）の額とし、小規模住宅用地以外の住宅用地については3分の1（都市計画税では3分の2）の額とする特例措置です。

このため、住宅を取り壊して更地にしたり、駐車場などに活用した場合、家屋の固定資産税・都市計画税はかからなくなりますが、土地については、住宅用地の特例措置を受けられなくなるため、税額が上がります。

税負担の調整措置

土地の評価額に変更がなくても、課税標準額が変わり税額が上がっていることがあります。これは、税負担の公平を図るための調整措置が、全国的に行われているためです。

以前は、土地の評価額の水準が市町村や地域により異なっていました。しかし、これでは同じような条件の土地でも、地域によって税額が異なることになり、公平ではありません。

そこで、平成6年度に評価額の水準を全国一律に、地価公示価格の7割程度と20年度分以降は6割程度とすることが、法律で定められました。

新築住宅の減額措置

新築された住宅については、専用住宅であれば、50平方㍍以上280平方㍍以下の床面積など一定の要件に該当すれば、固定資産税が一定期間減額される制度があります。

これは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分、百20平方㍍を限度として、税額が2分の1に減額されるものです。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅については、5年度分、税額が2分の1に減額されます。

また、平成15年1月2日から平成16年1月1日までに、住宅を地下へ浸透させる「雨水浸透ます」の設置費用を助成しています。

雨水浸透ますは、水環境問題の改善や、雨どいから流れ出る雨水による庭の浸水にお困りのお宅にもたいへん効果的です。助成金の範囲内で、雨水浸透ます1基程度の設置が可能ですので、ぜひご利用ください。

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9831

雨水を循環させよう

雨水浸透ますの設置費用を助成

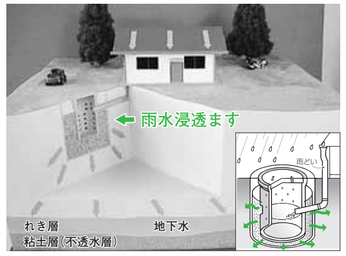

雨水浸透ますの模型

6月は浸水対策強化月間

◆**浸水ゼロ・安全・快適下水道**

東京都では、雨期に向かう6月を浸水対策強化月間と定め、下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

また、東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をホームページ（http://www.gesui.metro.tokyo.jp/）で公開しています。

問合せ　東京都下水道局流域下水道本部☎042（527）4828

内閣総理大臣名の書状を贈呈

先の大戦で外地などに派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護者護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方、慰労給付金受給者を除く）に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求用紙は高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）にあります。なお、請求期限は平成21年3月31日までです。

問合せ　総務省大臣官房管理室業務担当☎03（5253）5182

金婚記念品を贈呈

金婚式（結婚50周年）を迎えたご夫婦に、カタログギフトを贈呈します。

対象　平成19年9月15日現在、婚姻届を提出後50年を超えていて（昭和32年9月15日以前に婚姻届を提出）、小平市に住民登録または外国人登録をしたご夫婦

※すでに贈呈を受けている方は除きます。

申請に必要なもの　▽小平市に本籍がある方…印鑑

▽小平市外に本籍がある方…戸籍謄本

▽外国人登録の方…婚姻届受理証明または婚姻届日が確認できるもの

申込み　7月31日（火）までに、高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）、東部・西部出張所、動く市役所へ申請

※カタログギフトは9月初旬に自宅へお届けします。

問合せ　高齢者福祉課業務係（健康福祉事務センター内）☎042（346）9642

シルバー人材センター

パソコン教室

7月～8月中旬の受講生を募集します。

コース　パソコン入門、ワード初級・中級・上級、インターネット・メール、エクセル初級・中級、デジカメ・画像処理、自由コース（個人授業方式）

ところ　小平市シルバー人材センター

対象　中学生以上

※日程、費用など詳しくはお問い合わせください。

※詳細案内は、公民館、地域センターにあります。また、小平市シルバー人材センターのホームページにも掲載しています。

申込み　6月18日（月）までに、往復はがきに住所、氏名、電話番号、コース名・番号を記入のうえ、小平市シルバー人材センター（〒187－0031　小川東町四丁目2番1号　小平元気村おがわ東内）へ（申込み多数の場合は抽選、自由コースは空きがあれば開催日の1週間前まで随時電話でも受付）☎042（344）2120・2108

小河内ダムしゅん工50周年記念

記念切手を販売

寄付金・作品募集

小河内ダムのしゅん工50周年を記念して、記念切手を販売し、奥多摩湖ふれあいベンチの寄付金を募集します。また、ダム作品展覧会の作品も募集します。

詳細はお問い合わせください。

問合せ　東京都水道局浄水部管理課☎03（5320）6437

シリーズ　自治基本条例⑭

市民の会議で話し合っていること④

市民の会議では、現在、4つの部会に分かれて自治基本条例案の検討を行っています。

これまでは、全体会を開催し、その中で部会を開催していましたが、今後は、なるべく多くの方が参加できるように、部会単位で開催することになりました。

◆**第8回市民の会議**（5月12日の午後7時から、参加者25人）

最初に全体会を開催して、それぞれの部会長、副部会長の紹介を行い、部会の進め方などについて協議し、確認しました。また、行財政再構築プランと市民参加の推進に関する指針について、勉強会を開催することになりました。全体会のあと、それぞれの第1回目の部会を開催し、検討テーマについて各自の意見を出し合いました。

今後は、8月までに、各部会でテーマごとに、条例案の内容について検討をしていく予定です。そして、9月から全体会を開催して、各部会で検討した内容について協議し、自治基本条例案づくりを進めていく予定です。

市民の会議の要旨などについては、小平市ホームページに掲載しています。

問合せ　企画政策部自治基本条例担当☎042（346）9582

官公署だより

危険物安全週間

◆**危険物　心のゆだんが事故のもと**

6月3日～9日は、危険物安全週間です。

ガソリンや灯油、軽油などの燃料類のほか、家庭で利用している接着剤やアロマオイル、エアゾール製品など、身近にも多くの危険物があります。

この機会に、身近で使われている危険物の取り扱い、廃棄、保管方法や危険性について注意を喚起し、危険物にかかる事故防止に努めましょう。

◆**危険物火災演習**

とき　6月8日（金）午前9時～9時30分

ところ　ブリヂストン工場

検察審査員に選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている方のために、「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

検察審査会では、11人の審査員が事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。審査員に選ばれたときには、ご協力をお願いします。

問合せ　八王子検察審査会事務局☎042（642）5195

市報こだいら　情報

掲載希望団体は秘書広報課、公民館利用団体は各公民館へ

▽政治、宗教、営利不可▽先着順で受付▽添削あり▽掲載後の責任は負いかねます

秘書広報課☎042（346）9505

催し集い

◉**市民うたこえ祭り　みんなで一緒に歌ってみませんか**　懐かしい歌を　6月17日(日)午後2時開演。中央公民館ホール。無料。車いす可。☎田050（3458）4987

◉**あじさいダンスパーティー**　6月17日（日）午後6時～9時。福祉会館市民ホール。会費1千円。抽選会、飲み物付）。☎小平ダンススポーツワールド・宮尾090（3089）3847

◉**バドミントン無料体験会**　6月29日(金)午前10時～正午。市民総合体育館。女性のみ。☎小平ランディ・宮入042（347）6478（午後8時以降）

◉**ハーモニカ無料講習会**　7月～9月の第2～4土曜日午前9時～11時。仲町公民館。教材費7百円。C調ハーモニカ持参。初心者、多少経験のある方。申込み…ハーモニーメイツ小平・奈良へ☎042（344）7237（午後6時～10時）

◉**初心者向け株式投資入門講座（Sコース）**　6月16日からの土曜日午後1時30分～3時30分。全6回。鈴木公民館。無料。申込み…コース名、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、ファクシミリまたははがきで、NPOエイプロンSコース係（〒103－0025　中央区日本橋茅場町1－5－8）へ☎03（3667）8183、FAX03（3667）8464

◉**チャリティー2007小平歌謡祭**　6月24日（日）午前9時30分開場、10時開演。ルネこだいら中ホール。無料。審査員…山中博氏（作曲家）、丸山雅仁氏（作・編曲家）、ほか。歌謡ショー…カラオケ天国、コンテストほか。主催…ナポリ歌謡教室（小平市歌謡連盟所属）。後援…小平市、小平市社会福祉協議会、小平市歌謡祭事務局☎042（462）8964

◉**武蔵野美術大学校友会第25回特別講演会　クリエイティブであり続けること**　7月7日（土）午後5時～6時30分。武蔵野美術大学（小川町1－736）。無料。2百50人。講師…奥山清行氏（工業デザイナー）。申込み…6月25日（月）までに、往復はがきまたはファクシミリに住所、氏名、職業、ファクシミリ番号を記入し、武蔵野美術大学校友会(S)講演係（〒180－8790　武蔵野市吉祥寺東町3－1－7）へ（先着順）

募集

★**小平こども劇場**　月会費1千5百円（4歳以上）、百円（3歳以下）。例会…劇団風の子公演「とべ！夢ひこうき」（4歳以上）。6月23日（土）午後3時から。小平六小体育館。☎小平ともも劇場042（347）7573

★**日本将棋連盟小平支部**　西町地域センター・第3日曜日鈴木地域センター・第4日曜日学園西町地域センター、午後1時～5時。年会費4千円。☎村上042（465）4054

★**桐壺**　源氏物語を読んで解説。第2・4火曜日午前9時40分～正午。上水南公民館。月会費2千円。☎尾崎042（341）7573

★**リトミック　ポピンズ**　第2・4木曜日午前10時～11時。上水南公民館。1回1千円。☎小林042（400）7554

★**フラワーアレンジメント　かすみ草**　第2・4月曜日午後1時30分～4時。天神地域センター。月会費2千円（花材費別）。☎うかい042（322）4829

★**ソフトエアロ&ストレッチ　ルピナス**　木曜日午前10時50分～正午。学園西町地域センター。月会費2千円。初心者、中高年。☎坂田042（345）1348

★**生け花・フラワーアレンジ　花梨の会**　第2・4木曜日午後2時～4時30分。花小金井南公民館。月会費2千円（資料代別）。☎石井042（458）8339

★**大正琴　琴翠会**　第2・4木曜日午後1時～5時。仲町公民館。月会費2千円（初心者2か月無料。琴の貸し出しあり）。☎吉原042（332）0760

★**日本画　小桜会**　第2木曜日午後1時～5時。上水南公民館。月会費1千5百円。☎荒川042（322）2778

★**ピラティス　UTAKO**　第2・4土曜日午前10時～正午。中央公民館。月会費2千円（資料代別）。20歳代～30歳代の女性。☎吉野090（4242）7269（午後8時以降）

★**小平バード・カービング**　第2・4火曜日午前9時30分～正午。中央公民館。月会費2千円。☎浜口042（344）5121

★**3B体操サークル**　水曜日午前10時～11時30分。市民総合体育館。月会費3千円。☎児嶋080（5023）6217

★**書道　一翠会**　第1・3月曜日午前10時～正午。小川東町地域センター。月会費2千円。☎福田042（342）2708

★**保育補助者募集**　月曜～金曜日午後4時～7時。55歳くらいまでの方。詳細はゆたか保育園へ☎042（341）2832

市民税・都民税

納税義務者

平成19年度市民税・都民税（住民税）の納税義務者は、平成19年1月1日（賦課期日）現在で、次に該当する方です。

▽市内に住所がある方

▽市内に住所はないが家屋敷や事務所・事業所などがある方

住民税と所得税の違い

住民税と所得税は、ともに個人の所得に対して課税される税で、課税の対象となる所得の年分は同じですが、課税方法などに違いがあります（表1参照）。

住民税が課税されない方

▽均等割も所得割もかからない方

①生活保護法によって生活扶助を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が百25万円以下の方

▽均等割がかからない方（表2参照）

▽所得割がかからない方（表2参照）

老年者非課税措置の廃止

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が百25万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止されています。ただし、急激な税負担を緩和するため、平成18年度分は3分の2を控除、平成19年度分は3分の1を控除、平成20年度分以降全額課税となる経過措置がとられています（表3参照）。

住民税の税率

住民税は、市民の方々に均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があります。

均等割は4千円です（うち都民税分1千円）。

所得割は、一律10％です（うち都民税分4％）。

納税通知書を発送

平成19年度の市民税・都民税納税通知書（普通徴収の方）を、次のとおり発送します。

▽普通徴収（年4回に分けて個人で納めていただく方）…6月6日（水）

※口座振替を利用している方には、口座振替納税者用の納税通知書を送付します。

※市民税・都民税がかからない方（非課税の方）へは通知書を送付していません。

▽特別徴収（給与天引きで納めていただく方）…5月10日（木）に勤務先へ発送済み

証明書が必要な方は

平成19年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要な方には、6月6日（水）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（木）から受け付けています）。

固定資産税・都市計画税

納税義務者

平成19年度分の固定資産税・都市計画税は、平成19年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方が、納税義務者になります。

したがって、平成19年中に売買などによって所有者が変わっても納税義務者は変わりません。

なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い主の双方に割りふることがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまるもので、この場合も納税義務者は1月1日現在の所有者となります。

税率と評価方法

固定資産税の税率は、小平市においては地方税法に定められている標準税率「百分の1.4」を適用しています。また、評価方法も総務大臣が定めた全国統一の「固定資産評価基準」に基づき評価しています。

なお、都市計画税は固定資産税と同じ評価額を基に税額を算出しますが、都市計画事業などの費用に充てるための目的税であることから、各市の都市計画事業などの実施状況によって若干税率が異なっています。

地方税法では「百分の0.3を上限」として税率を定めることができるとされていますが、小平市は昭和63年度から「百分の0.27」としています。

住宅用地の特例措置

居住用の家屋が建っている土地（住宅用地）については、その税負担を軽減する特例措置が設けられています。

これは、2百平方㍍以下の小規模住宅用地（2百平方㍍を超える場合は、住宅1戸当たり2百平方㍍までの部分）の固定資産税の課税標準額を、評価額の6分の1（都市計画税では3分の1）の額とし、小規模住宅用地以外の住宅用地については3分の1（都市計画税では3分の2）の額とする特例措置です。

このため、住宅を取り壊して更地にしたり、駐車場などに活用した場合、家屋の固定資産税・都市計画税はかからなくなりますが、土地については、住宅用地の特例措置を受けられなくなるため、税額が上がります。

税負担の調整措置

土地の評価額に変更がなくても、課税標準額が変わり税額が上がっていることがあります。これは、税負担の公平を図るための調整措置が、全国的に行われているためです。

以前は、土地の評価額の水準が市町村や地域により異なっていました。しかし、これでは同じような条件の土地でも、地域によって税額が異なることになり、公平ではありません。

そこで、平成6年度に評価額の水準を全国一律に、地価公示価格の7割程度と20年度分以降は6割程度とすることが、法律で定められました。

新築住宅の減額措置

新築された住宅については、専用住宅であれば、50平方㍍以上280平方㍍以下の床面積など一定の要件に該当すれば、固定資産税が一定期間減額される制度があります。

これは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分、百20平方㍍を限度として、税額が2分の1に減額されるものです。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅については、5年度分、税額が2分の1に減額されます。

また、平成15年1月2日から平成16年1月1日までに、住宅を地下へ浸透させる「雨水浸透ます」の設置費用を助成しています。

雨水浸透ますは、水環境問題の改善や、雨どいから流れ出る雨水による庭の浸水にお困りのお宅にもたいへん効果的です。助成金の範囲内で、雨水浸透ます1基程度の設置が可能ですので、ぜひご利用ください。

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9831

6月は浸水対策強化月間

◆**浸水ゼロ・安全・快適下水道**

東京都では、雨期に向かう6月を浸水対策強化月間と定め、下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

また、東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をホームページ（http://www.gesui.metro.tokyo.jp/）で公開しています。

問合せ　東京都下水道局流域下水道本部☎042（527）4828

内閣総理大臣名の書状を贈呈

先の大戦で外地などに派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護者護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方、慰労給付金受給者を除く）に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求用紙は高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）にあります。なお、請求期限は平成21年3月31日までです。

問合せ　総務省大臣官房管理室業務担当☎03（5253）5182

金婚記念品を贈呈

金婚式（結婚50周年）を迎えたご夫婦に、カタログギフトを贈呈します。

対象　平成19年9月15日現在、婚姻届を提出後50年を超えていて（昭和32年9月15日以前に婚姻届を提出）、小平市に住民登録または外国人登録をしたご夫婦

※すでに贈呈を受けている方は除きます。

申請に必要なもの　▽小平市に本籍がある方…印鑑

▽小平市外に本籍がある方…戸籍謄本

申込み　7月31日（火）までに、高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）、東部・西部出張所、動く市役所へ申請

※カタログギフトは9月初旬に自宅へお届けします。

問合せ　高齢者福祉課業務係（健康福祉事務センター内）☎042（346）9642

シルバー人材センター

パソコン教室

7月～8月中旬の受講生を募集します。

コース　パソコン入門、ワード初級・中級・上級、インターネット・メール、エクセル初級・中級、デジカメ・画像処理、自由コース（個人授業方式）

ところ　小平市シルバー人材センター

対象　中学生以上

※日程、費用など詳しくはお問い合わせください。

※詳細案内は、公民館、地域センターにあります。また、小平市シルバー人材センターのホームページにも掲載しています。

申込み　6月18日（月）までに、往復はがきに住所、氏名、電話番号、コース名・番号を記入のうえ、小平市シルバー人材センター（〒187－0031　小川東町四丁目2番1号　小平元気村おがわ東内）へ（申込み多数の場合は抽選、自由コースは空きがあれば開催日の1週間前まで随時電話でも受付）☎042（344）2120・2108

小河内ダムしゅん工50周年記念

記念切手を販売

寄付金・作品募集

小河内ダムのしゅん工50周年を記念して、記念切手を販売し、奥多摩湖ふれあいベンチの寄付金を募集します。また、ダム作品展覧会の作品も募集します。

詳細はお問い合わせください。

問合せ　東京都水道局浄水部管理課☎03（5320）6437

シリーズ　自治基本条例⑭

市民の会議で話し合っていること④

市民の会議では、現在、4つの部会に分かれて自治基本条例案の検討を行っています。

これまでは、全体会を開催し、その中で部会を開催していましたが、今後は、なるべく多くの方が参加できるように、部会単位で開催することになりました。

◆**第8回市民の会議**（5月12日の午後7時から、参加者25人）

最初に全体会を開催して、それぞれの部会長、副部会長の紹介を行い、部会の進め方などについて協議し、確認しました。また、行財政再構築プランと市民参加の推進に関する指針について、勉強会を開催することになりました。全体会のあと、それぞれの第1回目の部会を開催し、検討テーマについて各自の意見を出し合いました。

今後は、8月までに、各部会でテーマごとに、条例案の内容について検討をしていく予定です。そして、9月から全体会を開催して、各部会で検討した内容について協議し、自治基本条例案づくりを進めていく予定です。

市民の会議の要旨などについては、小平市ホームページに掲載しています。

問合せ　企画政策部自治基本条例担当☎042（346）9582

今月の税　6月

◇市民税・都民税の普通徴収（第1期）

※納付は、7月2日（月）の納期限までにお願いします。

※市民税・都民税の納税通知書は、6月6日（水）に発送します。

◆**夜間納税窓口**

とき　6月25日（月）午後5時～8時

ところ　市役所2階納課（入口は庁舎北側）

※納税通知書をお持ちください。

問合せ　収納課☎042（346）9527・9528

◆**口座振替をご利用の皆さんへ**

振替済みのお知らせは、発送を省略させていただいています。振替納税を確認する書面が必要な場合は、収納課までお知らせください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

（3階建以上の中高層耐火住宅は平成13年1月2日から平成14年1月1日までに新築され、減額の対象となっていた住宅は、減額期間満了により、平成19年度からは、本来の全額課税となります。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人は、その事業のために用いる機械や器具などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。

これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

◇　◇

問合せ　▽市民税・都民税・税務課市民税普通徴収係☎042（346）9524・9525

▽市税の納付…収納課管理係・収納係☎042（346）9526・9527・9528

▽都税…小平都税支所（花小金井1－6－20）☎042（464）0070

▽国税…東村山税務署（東村山市本町1－20－22）☎042（394）6811

表1　住民税と所得税の違い（平成18年中に得た所得があった場合）

	課税の方法	納付の方法	取扱機関
所得税	①給与所得者の場合は平成18年1月～12月の毎月の給与やボーナスから一定の額で源泉徴収されます。 ②給与以外の所得がある場合は、平成18年分の確定申告によって過不足を調整し、精算となります。	①年末調整で精算されます。 ②平成19年2月16日～3月15日に確定申告をして納付します。	税務署
住民税	年末調整か確定申告によって、平成18年中の所得が定まります。 ↓ 定まった所得から税額を計算し、課税します。 ※平成19年度に課税の対象となる所得は、平成18年中に得たものです（前年の所得に応じて課税となります。平成19年1月以降の所得に係る住民税は平成20年6月から課税されます）。	**①特別徴収の方** 平成19年6月～平成20年5月の毎月の給与から天引き（特別徴収）されます。ボーナスからの天引きや年末調整はありません。 **②普通徴収の方** 平成19年6月（7月2日が納期限）・8月・10月、平成20年1月の年4回に分けて納めていただきます。納税通知書は、市から送付します。	市役所

表2　均等割・所得割の非課税基準

均等割非課税	所得金額≦35万円×（本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数）＋※加算額21万円
所得割非課税	所得金額≦35万円×（本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数）＋※加算額32万円

※加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算します。

モデルケース　1月1日現在で夫婦と子が2人の場合（妻と子は収入がないものとする）の、夫の非課税限度額

均等割	所得が161万円（給与収入で約255万円）まで非課税
所得割	所得が172万円（給与収入で約271万円）まで非課税

※ここからさらに扶養親族が1人増えると、35万円分非課税限度額が上がります（上表の給与額より金額が高くても非課税になることがあります）。

表3　65歳以上の方に適用されていた非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成18年度分から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。ただし、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）は平成18年度・19年度、経過措置（所得割・均等割税額の控除）があります。

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
住民税	所得割	非課税	課税（2/3を控除）	課税（1/3を控除）	課税（減額なし）
	均等割	非課税	市民税 1,000円 都民税 300円	市民税 2,000円 都民税 600円	市民税 3,000円 都民税 1,000円